

令和3年度  
安芸高田市事業継続応援金

申請手引き

※農業をされている事業者の方は、給付の要件が異なりますので、農業用の手引きをご確認ください。なお、本応援金は1事業者1回のみの給付となりますので、重複での給付はできません。

# 令和3年度安芸高田市事業継続応援金手引き

新型コロナウイルス感染症拡大による営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える応援金を給付します。

※農業をされている事業者の方は、給付の要件が異なりますので、農業用の手引きをご確認ください。なお、本応援金は1事業者1回のみでの給付となりますので、重複での給付はできません。

## 給付対象者

1. 次の(1)～(4)の条件をすべて満たす事業者が対象となります。
  - (1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業者。
  - (2) 本店所在地が安芸高田市にある事業所・工場・店舗・施設などを運営する事業者であること。個人にあつては、安芸高田市に住民票を有しており、安芸高田市内で自営業・小売業など個人で営む事業者であること。
  - (3) 2019年以前から事業により売上(事業収入)を得ており、今後も事業を継続する意思があること。なお、事業収入以外の不動産・利子・配当・給与などは含まれません。
  - (4) 2020年12月～2021年9月までの月別平均収入(以下、「2021年月額平均収入」という。)と、2019年の年間売上(年間事業収入)を12で除して月額平均を算出した2019年月額平均収入との対比で売上(事業収入)が20%以上減少していること。
2. 上記の条件を満たしており、かつ次の条件に該当する事業者も対象とする。
  - (5) 年額20万円を超える雑所得(業務)がある個人事業者。
3. 上記(1)、(3)及び(4)の条件を満たしており、かつ次の条件に該当する事業者も対象となる。
  - (6) 本店所在地が安芸高田市以外にあり、事業所・工場・店舗などが安芸高田市内に所在する事業者

ご不明な点は申請の前に事前にお問い合わせください。

## 不給付要件（不給付対象者）

---

次のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- (1) 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織若しくは団体
- (5) 安芸高田市に住民票がある者が経営する市外の事務所・店舗など

## 給付金額

---

1. 対象者には、**上限 20 万円**を支給します。
2. 給付は 1 事業者 1 回のみです。
3. 給付額は、2021 年月額平均収入と 2019 年月額平均収入を比較した差額分を支給額（千円未満切り捨て）とし、その上限を 20 万円とします。

## 申請方法

---

### (1) 申請期間

給付金の申請期間は、

**令和 3 年 10 月 1 日(金)から令和 3 年 12 月 28 日(火)まで**となります。

※ 令和 3 年 12 月 28 日消印有効

### (2) 申請方法

#### ① 書類の取得

- ▶ 配布場所: 安芸高田市商工会・市役所・市役所各支所
- ▶ インターネット: 安芸高田市 HP からのダウンロード

#### ② 申請方法

- 郵送又は申請窓口への提出

- 申請につきましては、原則、郵送(安芸高田市商工会宛)となります。  
※ 密集を避けるご協力をお願いいたします。
- 郵送される封筒には必ず「応援金申請書在中」とご記入ください。  
ご不明点がございましたら商工会又は市役所へご連絡ください。

## 提出書類（法人の方）

申請書類は、下記①、②を揃えてご提出ください。（必要に応じ③）

不備がございましたら、審査等ができませんのでご注意ください。

① 申請書類

- 様式第1号 令和3年度安芸高田市事業継続応援金申請書兼請求書
- 誓約書
- チェックシート

② 添付書類(全て必要になります。)

- 2019年1月から12月を含む期間の確定申告の写し(確定申告書別表一, 法人事業概況説明書)
- 2019年月別売上帳簿など(2019年1月～12月の各月の売上集計がわかる帳簿)※  
法人事業概況説明書に月別売上が記載の場合、提出は不要です。
- 2020・2021年月別売上帳簿など(2020年12月～2021年9月の各月の売上集計  
がわかる帳簿)
- 現在事項全部証明書(登記簿謄本等)
- 会社名義又は団体名義の振込口座通帳の写し

③ 申請者以外の代理申請の場合

- 様式第3号 委任状

④ その他審査に関し、必要な書類。

※ 確定申告書・法人事業概況説明書は、必ず受付印、受付日時・番号の記載、税理士による署名・押印のいずれかがあるものを提出してください。これらが無い場合は、送信表・受信通知・納税証明書(その2)のいずれかを追加で添付してください。納税証明書は税務署で取得できます。

※ 様式第1号, 誓約書には、必ず、住所・会社名・代表者名・連絡先をご記入し押印ください。

※ 連絡先は、必ず確認の取れる番号をご記載ください。

## 提出書類（個人事業者の方）

---

申請書類は、下記①，②を揃えてご提出ください。（必要に応じ③）

不備がございましたら、審査等ができませんのでご注意ください。

① 申請書類

- 様式第1号 令和3年度安芸高田市事業継続応援金申請書兼請求書
- 誓約書
- チェックシート

② 添付書類(全て必要になります。)

- 2019年分確定申告(青色申告)の写し(確定申告書第一表, 第二表)又は 2019年分確定申告(白色申告)の写し(確定申告書第一表, 第二表)
- 青色申告の方は、所得税青色申告決算書、白色申告の方は収支内訳書
- 2019年月別売上帳簿など(2019年1月～12月の各月の売上集計がわかる帳簿)
- 2020・2021年月別売上帳簿など(2020年12月～2021年9月の各月の売上集計がわかる帳簿)
- 本人の身分がわかる証明書の写し(運転免許書・健康保険証・マイナンバーカードなど) 申請者が外国人の場合は、在留カード・特別永住者証明書・外国人登録証明書などが必要です。
- 申請者本人名義(事業所名義)の振込口座通帳の写し

③ 申請者以外の申請の場合

- 様式第3号 委任状

※ 確定申告書は、必ず受付印、受付日時・番号の記載、税理士による署名・押印のいずれかがあるものを提出してください。これらが無い場合は、送信表・受信通知・納税証明書(その2)のいずれかを追加で添付してください。納税証明書は税務署で取得できます。

※ 様式第1号、誓約書には、必ず、住所・申請者名・連絡先をご記入し押印ください。

※ 連絡先は、必ず確認の取れる番号をご記載ください。

## 支払いについて

---

➤ 支払については、審査終了後2週間程度で振り込みをいたします。

ただし、審査に伴い、書類の不備や不明点などのご確認に時間を要した場合には、遅れることもございます。ご了承ください。

## 注意事項

- 令和3年度安芸高田市事業継続応援金は、課税対象となります。
- 審査を行うに当たり、電話により内容確認することがございます。必ず連絡の取れる番号を申請書にご記入ください。
- 市役所では、本申請に関する確定申告など証拠書類についての指導・助言に関して一切行っておりません。証拠書類についてご不明の際には、安芸高田市商工会並びに各金融機関、税理士、公認会計士などにご相談ください。

### 【郵送先】

〒731-0501

安芸高田市吉田町吉田 979-2 安芸高田市商工会

申請窓口 安芸高田市商工会 本所

安芸高田市役所 産業振興部商工観光課(本庁第1庁舎2階)

問合せ先 安芸高田市商工会 0826-42-0560

安芸高田市商工観光課 0826-47-4024

事業主体 安芸高田市事業継続応援金実行委員会